

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月1日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第 2 号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「京都市水道局及び下水道局職員給与規程別表第1水道局及び下水道局企業職給料表」を「京都市上下水道局職員給与規程別表第1上下水道局企業職給料表」に改め、同条第14号中「別表第1の2幼稚園教育職員給料表」を「別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員給料表」に改める。

第4条第1項第6号中「第2条第11項」を「第2条第16項」に改める。

第11条第10号中「京都市水道局及び下水道局職員給与規程別表第1水道局及び下水道局企業職給料表」を「京都市上下水道局職員給与規程別表第1上下水道局企業職給料表」に改め、同条第12号中「別表第1の2幼稚園教育職員給料表」を「別表第1の2幼稚園教育職員小学校教育職員給料表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局職員研修所)